

自転車の安全利用の促進

～5月は自転車マナーアップ強化月間～

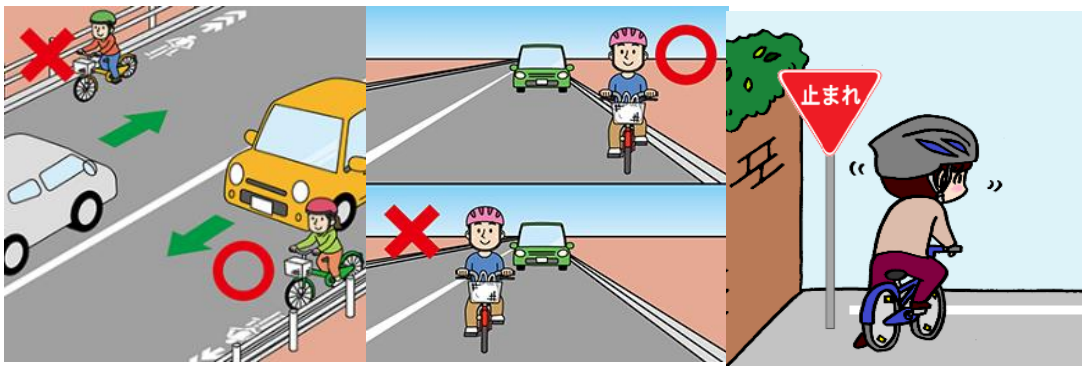
5月1日から5月31日までの間は自転車のマナーアップ月間となります。

本年4月1日から、16歳以上の自転車運転者による交通違反を対象に交通反則通告制度(青切符)が導入されました。

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道左側を通行するのが原則です。

佐伯署だより

5月号



自転車マナーアップ強化月間の期間

令和8年5月1日(金)から5月31日(日)

スローガン

「ヘルメット 命のお守り 忘れずに」

高齢運転者の方、早期予約を!

70歳以上の方(更新期間満了日における年齢)の免許証等の更新は、事前に高齢者講習等を受講しておく必要があります。

検査通知書が届いたら、
すぐ予約!!



広島県警察 安全安心アプリ

スマホであなに“オトモ”する

オトモポリス

広島県警察 安全安心アプリ

- ちかん撃退
- 防犯ブザー
- 防犯マップ機能
- 現在地送信機能